

## 三芳町地域公共交通会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 三芳町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長の指名する職員
- (7) 埼玉県知事の指名する職員
- (8) 埼玉県川越県土整備事務所長の指名する職員
- (9) 埼玉県警察
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (交通会議の運営)

第5条 交通会議の会議に会長及び副会長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、公開とする。ただし、交通会議が特に必要があると認める場合は、非公開とすることができる。

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の庶務)

第7条 交通会議の庶務は、三芳町政策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。